

## 議 事 日 程 第 6 号

平成29年9月28日(木) 午前10時開議

(決算特別委員長報告)

- 日程第 1 認第 1号 平成28年度米沢市一般会計歳入歳出決算
- 日程第 2 認第 2号 平成28年度米沢市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算
- 日程第 3 認第 3号 平成28年度米沢市後期高齢者医療費特別会計歳入歳出決算
- 日程第 4 認第 4号 平成28年度米沢市介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算
- 日程第 5 認第 5号 平成28年度米沢市と畜場及び食肉市場費特別会計歳入歳出決算
- 日程第 6 認第 6号 平成28年度米沢市青果物地方卸売市場費特別会計歳入歳出決算
- 日程第 7 認第 7号 平成28年度米沢市下水道事業費特別会計歳入歳出決算
- 日程第 8 認第 8号 平成28年度米沢市農業集落排水事業費特別会計歳入歳出決算
- 日程第 9 認第 9号 平成28年度米沢市物品調達費特別会計歳入歳出決算
- 日程第10 認第10号 平成28年度米沢市南原財産区費特別会計歳入歳出決算
- 日程第11 認第11号 平成28年度米沢市三沢東部財産区費特別会計歳入歳出決算
- 日程第12 認第12号 平成28年度米沢市水道事業会計決算
- 日程第13 認第13号 平成28年度米沢市立病院事業会計決算
- 日程第14 議第63号 平成28年度米沢市水道事業会計剰余金の処分について

(総務文教常任委員長報告)

- 日程第15 議第52号 米沢市農村地域工業等導入地区固定資産税課税免除条例の廃止について
- 日程第16 議第53号 米沢市経済の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の不均一課税  
に関する条例の一部改正について
- 日程第17 請願第2号 「歴史の道 万世大路」副読本の発刊を求める請願
- 日程第18 請願第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出方請願

(産業建設常任委員長報告)

- 日程第19 議第54号 米沢市立北部小学校東屋内運動場外増改築建築工事請負契約の締結につい  
て
- 日程第20 議第55号 米沢市公共下水道事業米沢浄水管理センター外改築工事委託に関する基本  
協定の締結について
- 日程第21 議第56号 米沢市道の駅の設置及び管理に関する条例の設定について

- 日程第 2 2 議第 5 7 号 米沢市手数料条例の一部改正について  
日程第 2 3 議第 5 8 号 市道路線の廃止について  
日程第 2 4 議第 5 9 号 市道路線の認定について  
日程第 2 5 議第 6 4 号 市有財産（道の駅米沢厨房機器一式）の取得について  
日程第 2 6 請願第 3 号 平成 3 0 年産以降の米政策の見直しに関する意見書提出方請願

（予算特別委員長報告）

- 日程第 2 7 議第 6 0 号 平成 2 9 年度米沢市一般会計補正予算（第 2 号）  
日程第 2 8 議第 6 1 号 平成 2 9 年度米沢市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）  
日程第 2 9 議第 6 2 号 平成 2 9 年度米沢市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）

- 日程第 3 0 閉会中の継続審査の申し出について  
日程第 3 1 発議第 4 号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について  
日程第 3 2 発議第 5 号 平成 3 0 年産以降の米政策の見直しに関する意見書の提出について  
日程第 3 3 発議第 6 号 本市の効率的なし尿処理の推進を求める意見書の提出について  
日程第 3 4 発議第 7 号 効率的なし尿処理事業の推進を求める意見書の提出について  
日程第 3 5 発議第 8 号 北朝鮮による弾道ミサイル発射に対し国家としての対応並びにミサイル攻撃から国民の生命と財産を守ることを求める意見書の提出について  
日程第 3 6 発議第 9 号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書の提出について  
日程第 3 7 議員派遣の件について

---

### 本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 3 7 まで

（民生常任委員長報告）

追加日程 請願第 5 号 鍛冶川油膜発生源調査の請願

---

## 出欠議員氏名

### 出席議員（24名）

1番	山村	明	議員	2番	工藤	正雄	議員
3番	堤	郁雄	議員	4番	佐藤	忠次	議員
5番	佐藤	弘司	議員	6番	山田	富佐子	議員
7番	高橋	壽	議員	8番	高橋	英夫	議員
9番	齋藤	千恵子	議員	10番	鈴木	藤英	議員
11番	皆川	真紀子	議員	12番	成澤	和音	議員
13番	鳥海	隆太	議員	14番	相田	光照	議員
15番	中村	圭介	議員	16番	海老名	悟	議員
17番	島軒	純一	議員	18番	小久保	広信	議員
19番	太田	克典	議員	20番	我妻	徳雄	議員
21番	木村	芳浩	議員	22番	相田	克平	議員
23番	島貫	宏幸	議員	24番	小島	一	議員

### 欠席議員（なし）

---

### 出席要求による出席者職氏名

市長	中川	勝	副市長	井戸	將悟
総務部長	須佐	達朗	企画調整部長	我妻	秀彰
市民環境部長	後藤	利明	健康福祉部長	堤	啓一
産業部長	渡部	洋己	地方創生参事	武発	一郎
建設部長	杉浦	隆治	会計管理者	船山	弘行
上下水道部長	宍戸	義宣	病院事業管理者	渡邊	孝男
市立病院局長	渡辺	勅孝	総務課長	安部	道夫
財政課長	遠藤	直樹	総合政策課長	安部	晃市
教育長	大河原	真樹	教育管理部長	菅野	紀生
教育指導部長	佐藤	哲	選挙管理委員会 委員長職務代理者	井上	恭子

選挙管理委員会 事務局 局長	村岡 学	代表監査委員	森谷 和博
監査委員 事務局 局長	宇津江 俊夫	農業委員会会長	伊藤 精司
農業委員会 事務局 局長	町田 和利		

出席した事務局職員職氏名

事務局 局長	高野 正雄	事務局 次長	三原 幸夫
庶務係 長	金子 いく子	議事調査係長	渡部 真也
主 査	堤 治	主 事	齋藤 拓也

午前10時00分 開 議

- 島軒純一議長 おはようございます。  
ただいまの出席議員24名であります。  
直ちに本日の会議を開きます。  
本日の会議は議事日程第6号により進めます。

~~~~~

日程第1 認第1号平成28年度米沢市一  
般会計歳入歳出決算外13件

- 島軒純一議長 日程第1、認第1号平成28年度米沢市一般会計歳入歳出決算から日程第14、議第63号平成28年度米沢市水道事業会計剰余金の処分についてまでの認定案件13件、議決案件1件は、議事の都合により一括議題といたします。
- この場合、決算特別委員会における審査の経過と結果について報告願います。
- 決算特別委員長相田光照議員。  
〔決算特別委員長14番相田光照議員登壇〕
- 14番(相田光照議員) 御報告申し上げます。
- 去る4日の本会議において、当委員会に付託されました案件は、認第1号から認第13号までの認定案件13件及び議第63号の議決案件1件であります。
- 当委員会は、議会日程に従い、12日から15日までの4日間にわたり、委員会室において全委員出席のもと、当局から病院事業管理者、監査委員ほか関係部課長に出席を求め、開会いたしました。
- 審査に当たっては、認第1号から認第13号まで及び議第63号の付託案件を一括議題とし、当局から各会計の歳入歳出決算概要について説明を受け、続いてこれに対する総括質疑を行い、その後、認第1号米沢市一般会計歳入歳出決算の歳出から順次審査を行いました。
- なお、各会計決算の内容につきましては、平成28年度米沢市歳入歳出決算書のほか関係附属資料

等で各議員御承知と存じますので、その詳細については省略し、総括質疑及び各会計決算審査の中で質疑がありました主なものを取りまとめて申し上げます。

まず、総括質疑では、委員から、監査委員が作成した米沢市一般会計・特別会計決算及び基金運用状況審査意見書の中に「現在検討を進めている定住自立圏構想をはじめとした「まちづくり総合計画」の施策を、市民協働の取組も生かしながら着実に実施していくことが必要であるとする」との記述がある。しかしながら、まちづくり総合計画には定住自立圏構想は入っていない。また、具体的に中身が決まっていないことに対し、それを後押しするかのような表現は監査委員として公平性を欠くものではないかとの質疑があり、代表監査委員から、定住自立圏構想については具体的に中身が決まっていないことを認識しており、それに対して積極的に支援すると述べているわけではない。本市の現状について、財政状況を含めて、よい方向に持っていくためには、市民と手をとって施策を進めていくべきであると考え記載したものであるが、御指摘は真摯に受けとめさせていただくとの答弁がありました。

さらに、委員から、審査意見書に「市税が増えると、交付税が減る」との記載がある。理論的にはそのとおりだと思うが、本市の市税と普通交付税の関係はどのようになっているかとの質疑があり、当局から、直近の傾向としては市税、普通交付税ともに減少している状況にある。理由としては、リーマンショック以降の経済対策で大幅に地方財政の財源が拡充されたが、現在は平常時の規模に縮小されてきているため、市税、普通交付税ともに減少する現象が起きていると推測するとの答弁がありました。

また、委員から、市内におけるさまざまなインフラ整備について、例えば地区ごとに投資額等を把握しているかとの質疑があり、当局から、建設事業に着目すれば国や県の事業による投資もある

ことから、地区ごとに算出は非常に難しい作業であるとの答弁がありました。

これに対し、委員から、地区ごとの投資額は今後コンパクトシティや立地適正化計画に取り組んでいく場合、非常に重要な数字になる。市民は自分が生活する地区に市税等がどのくらい投資されているかが見えてくることによって居住誘導への理解も進むと考える。そのような観点を持って行政運営を進めていただきたいとの要望がありました。

このほか、決算審査意見書の記載内容及び様式の変更理由、市単独補助金に係る事業評価等について質疑、要望がありました。

次に、一般会計歳入歳出決算のうち歳出について申し上げます。

まず、第2款総務費では、委員から、メンタル面で病気休暇を取得している職員もいる中で、例えば庁舎外に相談窓口を設けて、より相談しやすい体制をとることによって病気の予防にもつながると思うが、今後取り組む考えはあるのかとただされ、当局から、通常健康相談窓口のほかに、今年度から年4回、精神科の医師によるメンタルヘルス健康相談を実施している。相談者がほとんどいない現状ではあるが、今後の方法について医師と相談させていただいているとの答弁がありました。

また、委員から、公用車の稼働率とその目標及び稼働率を上げるための具体的な手法はどうかとの質疑があり、当局から、平成28年度の公用車の稼働率は32.85%で前年度と同程度であり、台数は4台減となった。稼働率を上げることは必要だと思うが、年度によって状況が異なるため、参考値として捉えている。また、今年度から各課所有の車を共有車に準ずる形で取り扱い、所管課以外の職員も使用できるようにしたところであるとの答弁がありました。

さらに、委員から、米沢ブランド戦略事業のうちモデル事業の具体的な成果について質疑があり、

当局から、有機EL照明が大型商業施設の食肉用の冷蔵ショーケースや観光列車の化粧室、ホテルなどで正式に採用されており、今後も販路を拡大してまいりたいとの答弁がありました。

このほか、都市交流事業の意義、人材育成基本方針の策定、「広報よねざわ」の配布状況、ふるさと応援寄附金制度推進事業費、市民バス運行事業費等について質疑、要望がありました。

次に、第3款民生費では、委員から、災害時要援護者避難支援事業に関して、主要施策の成果報告書に「平時から災害に備えるための支援体制の構築を図っている」との記載があるが、現状としてどの程度構築できているのかとの質疑があり、当局から、平成28年度末で登録率は24.5%で非常に低いと認識している。なお、登録者については、地図に落として、民生委員や危機管理担当に情報提供しているところであるとの答弁がありました。

また、委員から、高齢者いきいきデイサービス事業について、昨年まで利用していた方が断られたと聞いている。待機者の実態と待機者が出る理由は何かとただされ、当局から、現在コミュニティセンターを中心とした会場で1カ所20人を定員として実施しており、応募多数で抽せんに漏れた方には待機していただいている。また、会場や送迎バスの関係により定員を設定していることも待機者が出る理由の一つであるとの答弁がありました。

これに対し、委員から、福祉バス等があいているのであればフル活用し、待機者をなくすように努めてほしいとの要望がありました。

このほか、福祉バスの貸し出し制限、手話通訳者の育成、紙おむつ支給事業、放課後児童健全育成事業費、子育て支援医療給付事業等について質疑、要望がありました。

次に、第4款衛生費では、委員から、本県の自殺者の割合が全国で上位に位置することをニュースで知り、ショックを受けている。ゲートキーパーをふやすことが重要と考えるが、数値目標は持

っているのかとただされ、当局から、数値目標を設定していないが、毎年ゲートキーパー研修会を継続開催して、相談を受けてアドバイスできる方をふやし、自殺予防の体制を充実させたいと考えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、すこやかセンターのプレールームについて、利用者数はどうか。また、開放時間の延長、遊具の拡充、会議室を撤去して面積の拡張などの市民要望にどのように対応するのかとの質疑があり、当局から、まず利用人数については平成28年度延べ1万556人で、大変多くの方に利用していただいていると認識している。また、プレールームの利用については、さまざまな意見をいただいているが、当初の目的としては健診にきた方の交流の場として設置したもので、遊び場という位置づけではなかった。新たな要望等への対応については、全庁的に検討させていただきたいとの答弁がありました。

このほか、食育推進事業費、斎場火葬炉の修繕、家庭ごみの野焼きの実態把握、川土砂収集運搬業務委託料等について質疑、要望がありました。

次に、第5款労働費では、委員から、市内には優良な企業があるが、地元の高校や大学の卒業生の確保が難しく、地元企業への就職を促すにはお互いのマッチングなどが必要ではないかとただされ、当局から、企業を知ってもらう活動として、大学の学園祭での地元企業の体験ブースの設置や、米短生によるOGがいる市内企業の訪問のほか、ウェブサイトでのインターンシップの受け入れ、採用情報の掲載などさまざまな展開を行っているとの答弁がありました。

さらに、委員から、学生の細かなニーズを施策に生かさないと地元定着率は上がらない。学生目線で検討していただきたいとの要望がありました。

そのほか、労働者生活安定資金貸付金、アクティビティ米沢の利用者数等について質疑、要望がありました。

次に、第6款農林水産業費では、委員から、田

んぼアート米づくり体験事業推進協議会負担金に関して、本市の田んぼアートをもっと広めるための民間力の活用などの手法についてどのように考えているかとの質疑があり、当局から、今年度より図柄の全国からの一般公募を行っているほか、運営についても小野川温泉への誘客を高められるよう地元住民の皆様さらに積極的に関わっていただくことや、民間企業の力を活用した取り組みができないか検討しているところであるとの答弁がありました。

さらに、委員から、教育活動に伴う農村民泊受け入れ協議会負担金の使途と受け入れの目的は何かとの質疑があり、当局から、負担金は受け入れの質を高めるための先進地研修や、受け入れ実績のある千葉県へのさらなる誘致活動のほか、パンフレット作成に使用している。また、受け入れの目的については、田舎を知らない都会の中学生に自然のよさを体験してもらい、米沢への愛着を高めること、さらに受け入れ側では若い人との交流により地域全体を活性化させ、他地域にも波及することを目指しているものであるとの答弁がありました。

このほか、農業後継者対策事業費、学校給食における地産地消促進事業補助金、市民農園の貸し出し状況、大森山森林公園の遊具の老朽化等について質疑、要望がありました。

次に、第7款商工費では、委員から、産業政策アドバイザーの活動の成果と評価について質疑があり、当局から、アドバイザーから紹介を受けた企業を職員が同行訪問し企業誘致活動を行うほか、米沢オフィス・アルカディア応援会員として活動していただいているとの答弁がありました。

また、新道の駅への雪室建設を見送ったが、予算内でおさまらなくなった理由は何か。また、建設に伴う支援業務の委託先が建設費用をあらかじめ想定できていたのではないかとただされ、当局から、雪室の仕様を想定し概算で予算計上していたが、その後具体的な仕様内容や条件等を反映し

た結果、予算額を超えてしまった。また、公共建築と民間建築の積算単価の違いなども増額となった要因の一つであるとの答弁がありました。

このほか、高齢者の消費者被害防止、置賜広域観光ポータルサイト制作業務委託料、やまがた愛の武将隊の運営状況、雪を活用した観光誘客支援事業補助金等について質疑、要望がありました。

次に、第8款土木費では、委員から、市道に植栽されている街路樹について、特に桑山団地のケヤキは大木化しており、電線にも覆いかぶさっているようだ。年次的に間伐等の方向で考えられないかとただされ、当局から、桑山団地のケヤキについては維持管理も大変苦勞している状況である。今後もケヤキとイチョウの高い木を剪定し、維持管理に努めてまいりたいとの答弁がありました。

また、委員から、昨シーズンの除雪に関し、オペレーターの高齢化のほか、人員確保が困難だったと聞いている。これから東北中央自動車道の開通や新道の駅の開業もあり、その除雪に人員がとられてしまうのではないかと危惧しているが、今後の除雪体制について県や業界との協議は進んでいるのかとの質疑があり、当局から、東北中央自動車道の除雪は直轄となり、国が除雪ステーションを設置し、機械やオペレーターの確保を進めている。現在、業者に対して聞き取りをしており、市内の除排雪に影響が出ないようオペレーターの確保と新規従事者の訓練などについてもお願いしているところであるとの答弁がありました。

さらに、委員から、先を見越して対応していると思うが、安全の確保を含めて万全の態勢をとっていただきたいとの要望がありました。

このほか、危険家屋等対策事業費、河川の支障木対策、景観形成推進事業費、高齢者向け優良賃貸住宅供給事業費等について質疑、要望がありました。

次に、第9款消防費では、委員から、自主防災組織の設立、育成は課題だと思うが、市内の組織率はどうか。また、自主防災組織の立ち上げや育

成に関する啓蒙活動はどのように行っているのかとの質疑があり、当局から、組織率は本年4月1日現在で63.3%である。また、啓蒙活動については、未組織の町内会等を対象として、県と共催で研修会を実施するとともに、組織があるところに対しても出前講座による情報提供や炊き出し訓練への支援を行っているとの答弁がありました。

さらに、委員から、現在本市への避難者はどのくらいいるのか、また避難者コミュニティ支援事業費の内容はどうかとただされ、当局から、9月7日現在で477名いる。事業費の内容については、避難者支援センター「おいで」の運営に関する費用であり、避難者に対する相談業務、情報提供、各種行事を通じた支援などを行っているものであるとの答弁がありました。

そのほか、防災資機材庫の整備、避難者登録している方の住民票の異動について質疑がありました。

次に、第10款教育費では、委員から、主要施策の成果報告書に「教職員の健康管理、中でも「心の健康」について、より効果的な対策を検討していく必要がある」との記載がある。現在、メンタル面で休職している教職員の人数はどうか。また、効果的な対策をどのように考えているかとただされ、当局から、平成28年度に30日以上休職している教職員は10名おり、年度によって変動はあるが、必ずしもふえているわけではない。また、対策については、今年度の夏休み期間中に学校閉庁奨励日を設け、教職員の長時間労働について配慮するとともに、ストレス自己チェックリストを全教職員に配布した。現在、市医師会と相談し、その後の対応について検討しているところであるとの答弁がありました。

さらに、委員から、各コミュニティセンターにおいて自主事業を実施するほど経営の面で厳しくなる状況があるようだが、今後のコミュニティセンターの運営の考え方はどうかとの質疑があり、当局から、成人対象の事業については、生涯学習

の考え方が浸透してきているので、応分の負担を  
してみずから学んでいただき、社会教育分野であ  
る家庭教育と青少年育成に係る事業については、  
指定管理料から自主事業費を投入して継続的事業  
を実施していただきたい。また、コミュニティセ  
ンターは地域活動の拠点としての機能だけではなく、  
特に周辺地区においては児童福祉機能を補完  
する役割や高齢者のサロンの役割を担うなど、さ  
らに親しみやすい施設にしていかなければなら  
ないと考えているとの答弁がありました。

このほか、米沢有為会事業補助金、スクールガ  
イダンスプロジェクト事業、小中学生の理科離れ  
の傾向、市民ギャラリーの予約方法、天然記念物  
等生態調査業務委託の内容、合宿誘致事業等につ  
いて質疑、要望がありました。

次に、第11款災害復旧費では、委員から、本市  
においても豪雨による河川の氾濫で土砂の流出が  
起き、道路が寸断されて孤立する集落もあると考  
える。まずは人命救助が最優先であるが、災害現  
場の復旧対策を立てる場合に、地上からだ判断  
が難しく、対応がおくれてしまうのではないかと  
危惧している。現在、市と企業との間でドローン  
を使って災害に対応するような協定は存在するの  
かとの質疑があり、当局から、そのような協定の  
締結はないが、災害の規模によって必要な場合は、  
ドローンを所有している測量・設計会社に依頼し、  
資料の収集も考えているとの答弁がありました。

次に、第12款公債費では、委員から、一時借入  
金の額とその借入先について質疑があり、当局か  
ら、年度末、年度初めにかけて歳計現金が不足す  
ることから、その時期に基金の繰りかえ運用を行  
った。その最高額については、年度末の3月31日  
で31億6,000万円であるとの答弁がありました。

次の第13款予備費については質疑がありません  
でした。

次に、歳入では、委員から、東京電力原子力発  
電所事故損害賠償金（公共交通維持補助金）につ  
いて「補助金」と記載があるが、特定財源として

使途が決められているものなのか。また、単年度  
限りかとの質疑があり、当局から、原発事故によ  
り市内のタクシー業界が観光客の減少で損害を受  
けたとして東京電力から支払われたもので、「愛  
のタクシー券」のプレミアム部分に充当し、単年  
度限りの賠償金であるとの答弁がありました。

このほか、市町村総合交付金、充電インフラ普  
及支援プロジェクト事業支援金等について質疑が  
ありました。

以上が一般会計歳入歳出決算の審査における質  
疑の主なものであります。

採決に当たっては、委員から、各種事業に終期  
を設定し、市単独補助金についても削減できるも  
のは削減するなど、適切な評価、分析を行いなが  
ら次年度の予算編成につなげるよう申し添え、賛  
成するとの意見がありました。

本案については、全委員異議なく、認定すべき  
ものと決しました。

続いて、特別会計について御報告申し上げます。

初めに、認第2号平成28年度米沢市国民健康保  
険事業勘定特別会計では、委員から、平成28年度  
における特定健診の受診率について、また健診受  
診率向上への取り組みはどうかとの質疑があり、  
当局から、受診者数は4,418名、受診率は31.1%で  
あり、受診率向上への取り組みについては、平成  
27年度から組織体制と勸奨方法を変えて取り組ん  
でいる。具体的には、保健師を3ブロックに分け  
て地域活動などに従事させたほか、未受診者に勸  
奨の電話やはがきを送付するとともに、年度末に  
次年度の健診希望調査を行い、その希望度に沿っ  
た内容の異なる5種類のはがきを送付することに  
した。今後はこれらの取り組みを総括して評価し  
ながら受診率向上に努めてまいりたいとの答弁が  
ありました。

そのほか、糖尿病重症化予防事業について質疑、  
要望がありました。

採決に当たっては、異議がありましたので起立  
採決を行った結果、賛成多数で認定すべきものと

決しました。

次に、認第3号平成28年度米沢市後期高齢者医療費特別会計については、質疑がありませんでしたが、採決に当たり異議がありましたので、起立採決を行った結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、認第4号平成28年度米沢市介護保険事業勘定特別会計では、委員から、グループホーム等が認知症ケアの拠点として相談機能を担うようになったことを地域住民に知らせているのかとただされ、当局から、御指摘のとおりPRが足りないと認識している。事業者によって相談を受け付けられる時間帯等々も異なるため、今後周知に努めてまいりたいとの答弁がありました。

採決に当たっては、異議がありましたので起立採決を行った結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、認第5号平成28年度米沢市と畜場及び食肉市場費特別会計では、委員から、ボイラー等の更新工事については、市債の借入れにより実施している。監査委員の審査意見書等の記載のとおり、公債費の増加が他の特別会計よりも目立っているが、市債でやりくりする特殊要因はあるのかとの質疑があり、当局から、国の補助金対象にならないものが多いことから、できるだけ市債を活用して工事を実施しているため、公債費が高くなる傾向にある。また、準公営企業であり、独立採算制が原則であるため、活用できる財源である市債を優先的に活用しているとの答弁がありました。

このほか、指定管理業務委託料と電気料金の関係、市内の養豚事業者からの搬入割合と頭数増加の見直しなどについて質疑、要望がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、認定すべきものと決しました。

次に、認第6号平成28年度米沢市青果物地方卸売市場費特別会計では、委員から、全国的に市場の取り扱い量が減少している中、前年度よりも取扱高が2億円程度増加できた要因は何かと質疑が

あり、当局から、青果物は天候による生育状況のよしあし等で単価が上下することから、平成28年度は単価が前年度より高かったため取扱高が伸びたと考えているとの答弁がありました。

また、委員から、施設の老朽化による建てかえに関してはさまざまな課題もあると思うが、前向きに検討し、本市の台所を守るとともに、地場産品の取り扱いをふやす取り組みも進めていただきたいとの要望がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、認定すべきものと決しました。

次に、認第7号平成28年度米沢市下水道事業費特別会計では、委員から、今後の下水道整備の方針について、人口減少問題や市のコンパクトシティー化の考えとの整合性はどのように図っていくかとただされ、当局から、今後人口減少によって使用料収入も減っていくことになる。現時点で未整備の地域も残っているところではあるが、今後は要望等がより高い地域を中心に整備していく考えであるとの答弁がありました。

このほか、マンホール部の修繕、公共下水道普及促進補助金について質疑がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、認定すべきものと決しました。

次に、認第8号平成28年度米沢市農業集落排水事業費特別会計から認第11号平成28年度米沢市三沢東部財産区費特別会計までの4案件については、質疑や意見もなく、全委員異議なく、認定すべきものと決しました。

次に、認第12号平成28年度米沢市水道事業会計決算について及び議第63号平成28年度米沢市水道事業会計剰余金の処分については、関連がありましたので一括して審査を行いました。

委員から、企業債のうち高利率の過去の借入れ分について、繰り上げ償還や低利での借りかえを考えられないかとの質疑があり、当局から、企業債は固定金利で借り入れており、例えば繰り上げ償還するとなると、今後見込まれる利子の支払

い額に基づいた補償金の支払いが生じる。現在のところ繰り上げ償還、借りかえともに検討していないとの答弁がありました。

このほか、未収金の増減額、投資有価証券の購入先、市一般会計への長期貸し付け、田沢浄水場における虫対策などについて質疑、要望がありました。

採決に当たっては、議第63号及び認第12号についてそれぞれ採決を行った結果、全委員異議なく、可決、認定すべきものと決しました。

次に、認第13号平成28年度米沢市立病院事業会計決算では、委員から、一般会計から病院事業への繰り出しについては、総務省自治財政局長通知により基準が示されているが、財政課作成の資料によれば平成24年度以降その基準を下回る額しか支給されていないという実態がある。この実態が4年連続赤字決算の要因の一つになっているのではないかとの質疑があり、当局から、まず繰り出し基準では、支出できる項目や中身が定められているが、計算基準等が詳細に載っていない項目もある。その項目については、他病院においても一般会計との協議により独自に基準を決められているのが実情であると考えている。絶対的に定められた金額があつてそれから減額されるものではないが、平成26、27年度にあつては一般会計の財政事情から協議によって繰入額を減額した事実があったとの答弁がありました。

また、委員から、医業未収金について、どのような取り組みによって減少となったのかとの質疑があり、当局から、分割納付申し出の受理、クレジットカードでの支払い、裁判の手續等を行いながら未収金の回収に努めているとの答弁がありました。

さらに、委員から、本年6月に開院した「米沢こころの病院」との連携はどのようになっているかとただされ、当局から、週に一度、両病院の医師が相互に出向き、連携した診療を行っており、今後も続けていく考えであるとの答弁がありました。

た。

そのほか、科別入院患者取り扱い状況及び外来患者取り扱い状況、人工透析の状況、低所得者の入院時における食事代の減額申請などについて質疑、要望がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、認定すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託されました案件の審査経過の概要とその結果を申し上げ、委員長報告いたします。

○島軒純一議長 ただいまの決算特別委員長報告に対して、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの決算特別委員長報告中、異議のありました認第2号から認第4号までの認定案件3件を除く、認第1号、認第5号から認第13号まで及び議第63号の認定案件10件、議決案件1件を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 御異議なしと認めます。よって、認第1号、認第5号から認第13号まで及び議第63号の認定案件10件、議決案件1件は、委員長報告のとおり決まりました。

次に、異議のありました認定案件3件について、順次採決いたします。

初めに、認第2号について、起立により採決いたします。

認第2号に対する委員長報告は、賛成多数で認定であります。

お諮りいたします。

認第2号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○島軒純一議長 起立多数であります。よって、認

第2号は委員長報告のとおり決まりました。

次に、認第3号について、起立により採決いたします。

認第3号に対する委員長報告は、賛成多数で認定であります。

お諮りいたします。

認第3号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○島軒純一議長 起立多数であります。よって、認第3号は委員長報告のとおり決まりました。

次に、認第4号について、起立により採決いたします。

認第4号に対する委員長報告は、賛成多数で認定であります。

お諮りいたします。

認第4号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○島軒純一議長 起立多数であります。よって、認第4号は委員長報告のとおり決まりました。

~~~~~

日程第15 議第52号米沢市農村地域工業等導入地区固定資産税課税免除条例の廃止について外3件

○島軒純一議長 次に、日程第15、議第52号米沢市農村地域工業等導入地区固定資産税課税免除条例の廃止についてから日程第18、請願第4号地方財政の充実・強化を求める意見書提出方請願までの議決案件2件、請願2件を議題といたします。

この場合、総務文教常任委員会における審査の経過と結果について報告願います。

総務文教常任委員長 5番佐藤弘司議員。

[総務文教常任委員長 5番佐藤弘司議員登壇]

○5番（佐藤弘司議員） 御報告申し上げます。

去る4日の本会議において、当委員会に付託されました案件は、議案2件、請願2件であります。

当委員会は、議会日程に従い、19日午前10時から委員会室において全委員出席のもと、関係部課長、参考人及び紹介議員の出席を求め、開会いたしました。

以下、審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

初めに、議第52号米沢市農村地域工業等導入地区固定資産税課税免除条例の廃止についてであります。本委員会は、議会日程に従い、19日午前10時から委員会室において全委員出席のもと、関係部課長、参考人及び紹介議員の出席を求め、開会いたしました。

以下、審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

初めに、議第52号米沢市農村地域工業等導入地区固定資産税課税免除条例の廃止についてであります。本委員会は、議会日程に従い、19日午前10時から委員会室において全委員出席のもと、関係部課長、参考人及び紹介議員の出席を求め、開会いたしました。

以下、審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

初めに、議第52号米沢市農村地域工業等導入地区固定資産税課税免除条例の廃止についてであります。本委員会は、議会日程に従い、19日午前10時から委員会室において全委員出席のもと、関係部課長、参考人及び紹介議員の出席を求め、開会いたしました。

次に、請願第2号「歴史の道 万世大路」副読本の発刊を求める請願であります。本請願は、米沢から福島までの明治の新道を万世大路と称してその後の改良を経ながら使用してきた歴史的経緯があるが、その歴史を広く米沢の子供たちに知ってもらうため、「歴史の道 万世大路」の副読本を発刊して市内の小中学生に配布し、社会科や道徳の学習に役立てていただきたいとするものであります。

なお、参考人として出席した請願者から請願書中の字句の訂正の申し出があり、委員会ではこれを了承しております。

審査に先立ち、参考人及び紹介議員から補足説明を受け、審査に入りました。

本請願に対し、委員から、万世大路や栗子隧道に関する小中学校での学習の状況はどうかとの質疑があり、紹介議員と当局から、地元の万世小学校では総合の時間を利用して現地に出向き、実際に歩いて学んでいる。また、全ての小学校3・4年生で使う「わたしたちの米沢」という副読本に、建設中の東北中央自動車道の内容や三島通庸の人物紹介の中に万世大路の記載がある。さらに、中学校の山形県版の歴史の資料集に土木県令三島通庸と栗子トンネルの記載があり、学習で活用しているとの答弁がありました。

また、委員から、副読本で紹介したい万世大路の魅力についてただされ、参考人から、自然が雄大であること、明治の偉業がすばらしいこと、明治のトンネルと昭和のトンネルが並んでいるのはほかに例がないこと、現地に行く途中にきれいな草花や樹木の景観を楽しめることなどがあるとの答弁がありました。

さらに、委員から、本市及び県内の土木遺産の登録状況についてただされ、紹介議員から、市内では平成20年に直江石堤群、平成21年に山形の石橋群の一つとして上杉神社の舞鶴橋、平成24年に万世大路が土木遺産として認定されており、県内ではほかに5件が認定されているとの答弁がありました。

また、委員から、副読本の発刊により得られる効果について質疑があり、参考人から、先人が苦勞してつくった道路の現状を見学し、学習することに大きな意義があり、これを後世に伝えていくことが大切であると考えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、旧道の整備の状況についてただされ、参考人から、平成4年以降、万世大路保存会で整備に当たってきたが、近年は県が安全に散策できるような整備を行っているとの答弁がありました。

本請願については、意見もなく、全委員異議なく、採択すべきものと決しました。

最後に、請願第4号地方財政の充実・強化を求める意見書提出方請願であります。本請願は、地方財政の充実・強化を求める意見書を政府及び関係機関に対し提出していただきたいとするものであります。

審査に先立ち、紹介議員から補足説明を受け、審査に入りました。

本請願に対し、委員から、平成13年度以降、制度が継続している臨時財政対策債への交付税措置が廃止になった場合の影響について質疑があり、紹介議員から、臨時財政対策債については、本来現金で当該年度に地方交付税として支給されるべきものであり、一般財源として大きなウェートを占める臨時財政対策債への交付税措置がなくなることはあってはならないと考えるとの答弁がありました。

また、地方における財源の確保の考え方について質疑があり、当局から、地方自治体は国民に一番身近な行政組織として、必要なお金はきちんと主張し、国と折衝しながら必要な財源を確保していくことが重要であると考えているとの答弁がありました。

本請願については、意見もなく、全委員異議なく、採択すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託されました議案2件、請願2件の審査の経過と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○島軒純一議長 ただいまの総務文教常任委員長報告に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議第52号、議第53号、請願第2号及び請願第4号の議案2件、請願2件を委員長報告のとおり決

するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 御異議なしと認めます。よって、議第52号、議第53号、請願第2号及び請願第4号の議案2件、請願2件は、委員長報告のとおり決まりました。

~~~~~

日程第19 議第54号米沢市立北部小学校東屋内運動場外増改築建築工事請負契約の締結について外7件

○島軒純一議長 次に、日程第19、議第54号米沢市立北部小学校東屋内運動場外増改築建築工事請負契約の締結についてから日程第26、請願第3号平成30年産以降の米政策の見直しに関する意見書提出方請願までの議案7件、請願1件は、議事の都合により一括議題といたします。

この場合、産業建設常任委員会における審査の経過と結果について報告願います。

産業建設常任委員長15番中村圭介議員。

〔産業建設常任委員長15番中村圭介議員登壇〕

○15番（中村圭介議員） 御報告申し上げます。

去る4日の本会議におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案7件、請願1件であります。

当委員会は、議会日程に従い、21日の午前9時から委員会室において全委員出席のもと、関係部課長に出席を求め、開会いたしました。

以下、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

初めに、議第54号米沢市立北部小学校東屋内運動場外増改築建築工事請負契約の締結についてですが、本案は、老朽化等の理由により解体した東屋内運動場の増改築を実施し、教育基盤の整備を図るものであり、鉄骨造平家建て、延べ床

面積786平方メートルの屋内運動場等を建設しようとするものであります。

工事の契約については、指名競争入札による契約とし、8業者による入札を行った結果、米沢市城北二丁目1番17号、金子建設工業株式会社代表取締役金子尚人が2億4,991万2,000円で落札し、仮契約を締結したため、本契約を締結しようとするものであります。

本案については、質疑や意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第55号米沢市公共下水道事業米沢浄水管理センター外改築工事委託に関する基本協定の締結についてであります。本案は、供用開始から31年が経過した米沢浄水管理センターの汚泥消化施設等について、米沢市下水道ストックマネジメント計画に基づき改築工事を行うものであります。

本改築工事につきましては、日本下水道事業団に委託しようとするものであり、工期を平成33年3月31日まで、協定金額22億9,700万円とする基本協定を締結しようとするものであります。

本案に対し、委員から、日本下水道事業団に委託する理由について質疑があり、当局から、処理場の改築工事は土木、建築、機械、電気など多岐にわたる分野で専門的な知識が必要であることから、日本下水道事業団は地方公共団体を支援、代行する機関として知識と経験が豊富であり、設計、施工に期待ができるためであるとの答弁がありました。

また、委員から、協定金額の妥当性について質疑があり、当局から、協定を結ぶ前段として、日本下水道事業団に基本設計を委託し、それによって算出された概算額を協定金額としている。また、実際の工事の入札によって協定金額と差異が出た場合は変更協定を結ぶものであるとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、

原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第56号米沢市道の駅の設置及び管理に関する条例の設定についてであります。本案は、地方自治法第244条の2第1項の規定により道の駅の設置及び管理について定めようとするものであります。

本案に対し、委員から、営利目的で多目的広場を使用する場合の受け付け方法等についてただされ、当局から、詳細については規則等で定めていきたいと考えているとの答弁がありました。

また、委員から、規則の策定期間と市民への周知方法についてただされ、当局から、現在策定中であり、原案がまとも次第、法令審査会に諮り、告示できるようにしたいと考えているとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第57号米沢市手数料条例の一部改正についてであります。本案は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

本案については、質疑や意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第58号市道路線の廃止について及び議第59号市道路線の認定についてであります。両案は関連がありますので一括して審査を行いました。

両案は、東北中央自動車道整備事業に伴い、6路線を廃止し、1路線を再認定し、4路線を新規認定しようとするものであります。

本案に対し、委員から、国土交通省で買収した土地を市道認定した場合の所有権についてただされ、当局から、その土地が市道になった場合は市で管理するが、登記上の名義は国土交通省のままとなるとの答弁がありました。

両案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第64号市有財産（道の駅米沢厨房機器一式）の取得についてであります。本案は、道の駅米沢を設置することに伴い、飲食提供施設に配備する厨房機器一式について指名競争入札を行った結果、米沢市大字花沢371番地の8、情野冷熱機工株式会社代表取締役情野養一が6,102万円で落札し、仮契約を締結したため、本契約を締結しようとするものであります。

本案については質疑がありませんでしたが、採決に当たっては、委員から、これから来年の道の駅米沢のオープンに向けてさまざま詰めていかななくてはいけない部分があると思うので、米沢市、運営事業者それぞれが担うべき役割というものを見直し、道の駅米沢がしっかりとした形でオープンができるように進めてもらいたいとの賛成意見がありました。

本案については、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第3号平成30年産以降の米政策の見直しに関する意見書提出方請願であります。本請願は、平成30年産以降の米政策の見直しに伴う米の需給と価格の安定に向けた政策を実施するよう政府に対して意見書を提出していただきたいとするものであります。

本請願の審査に先立ち、参考人及び紹介議員から補足説明を受け、審査に入りました。

本案に対し、委員から、これまでの減反政策にかわる県の施策とはどのようなものなのかとの質疑があり、当局から、国が示す需給予想に基づき、県の農業再生協議会が各市町村の生産の目安を示し、市町村の農業再生協議会が各生産者に配分を行うもので、今後本市の農業再生協議会でも県の方針に沿って対応を決定する考えであるとの答弁がありました。

また、委員から、国の政策内容が生産者に伝わっているのかとの質疑があり、紹介議員から、ある程度周知されているものだと思うが、制度の中身が確実に浸透しているというにはまだ言いがた

いので、市町村の農業再生協議会が周知していくことが求められているとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり採択すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託されました議案7件、請願1件の審査の経過と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○島軒純一議長 ただいまの産業建設常任委員長報告に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議第54号から議第59号まで、議第64号及び請願第3号の議案7件、請願1件を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 御異議なしと認めます。よって、議第54号から議第59号まで、議第64号及び請願第3号の議案7件、請願1件は委員長報告のとおり決まりました。

~~~~~

日程第27 議第60号平成29年度米沢市一般会計補正予算(第2号)外2件

○島軒純一議長 次に、日程第27、議第60号平成29年度米沢市一般会計補正予算(第2号)から日程第29、議第62号平成29年度米沢市介護保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)までの議案3件は、議事の都合により一括議題といたします。

この場合、予算特別委員会における審査の経過と結果について報告を願います。

予算特別委員長9番齋藤千恵子議員。

〔予算特別委員長9番齋藤千恵子議員登壇〕

○9番(齋藤千恵子議員) 御報告申し上げます。

去る4日の本会議において、当予算特別委員会に付託されました案件は議案3件であります。

当委員会は、議会日程に従い、22日午前10時から委員会室において各委員出席のもと、当局から市長を初め教育長、関係部課長等にも出席を求め、審査を行いました。

なお、議案の内容につきましては、市長の説明要旨や事項別明細書等で各議員御承知のことと存じますので、その説明を省略させていただき、以下、審査経過の中でありました質疑、要望等とその結果を取りまとめて御報告申し上げます。

初めに、議第60号平成29年度米沢市一般会計補正予算(第2号)の歳出であります。まず第2款総務費では、ふるさと納税について、返礼品のパソコンへの駆け込みがあったことによる補正であるが、国側の見解が変わりつつあるのではないかという状況の中で、今後チャンスがあればパソコンの再開も視野に検討していくべきではないか。本市のパソコンに関しては地域性があり、米沢市を代表する地場産品であることを踏まえて、その点を強く働きかけていただきたいとして質疑、要望がありました。

第3款民生費では、屋内遊戯施設の検討状況と、あわせてゼロ歳から2歳児への対応はどうなっているのか。子供が生まれたときは不安であり、市全体で子供を育てるという体制の整備が必要と考える。もっと踏み込んだ対応を検討してほしいが、どうかとして質疑がありました。

また、公立保育園での防災対策として、入所乳幼児全員分の防災頭巾等は準備されているとのことだが、保育士のヘルメットは保育園にわずかしかないと聞いている。保育士がけがをしたら子供たちも逃げられないため、きちんとした対応をお願いするとして質疑、要望がありました。

第4款衛生費では、健康長寿日本一ということをして市長は掲げ、市民も注目しているが、具体的な取り組みがまだまだ伝わっていない。現状で検討

していることは何か。健康長寿を進めるには市民の意識改革が一番大切である。各種国の予算を活用しながら施設整備を行っている市もあり、将来を見据えてまちづくり全体からさまざま仕様を変えてやっていくことは市として大切だと思うので、市民の方に一刻も早く示せるように、深い検討をしていただきたいとして質疑、要望がありました。

第10款教育費では、平成31年度から南原中学校の生徒が第二中学校に通学することについて、統合という文言を使っているが、法令等に規定があって使っているのか。条例上は統合ではなく学区の変更になるのではないか。法的な言葉を使いながら実態に沿う形で保護者や子供たちに伝えながら問題を解決していくことが必要と思うが、どうかとして質疑がありました。

以上が、議第60号平成29年度米沢市一般会計補正予算（第2号）に対する審査の経過の中でありました質疑、要望であります。議第60号につきましては、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決まりました。

次に、議第61号平成29年度米沢市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）につきましては、質疑もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決まりました。

次に、議第62号平成29年度米沢市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）につきましては、介護予防としてコミュニティセンター等で行われているいきいきデイサービスが有効であると思うが、いわゆる待機者問題についてどう対応していくのか。定員増や交通手段の確保等により体制の強化を図っていくことはできないのかとして質疑がありましたが、議第62号につきましては、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決まりました。

以上、当予算特別委員会に付託されました議案の審査経過の概要と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○島軒純一議長 ただいまの予算特別委員長報告に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議第60号から議第62号までの議案3件を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 御異議なしと認めます。よって、議第60号から議第62号までの議案3件は、委員長報告のとおり決まりました。

~~~~~

### 日程第30 閉会中の継続審査の申し出について

○島軒純一議長 次に、日程第30、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

民生常任委員長から、民生常任委員会において審査中の請願第5号について、会議規則第111条の規定によりお手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

民生常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 異議がありますので、改めて起立により採決いたします。

お諮りいたします。

民生常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○島軒純一議長 起立少数であります。よって、民生常任委員長からの閉会中の継続審査の申し出は

否決されました。

直ちに民生常任委員会を開催し、請願第5号の審査を行うよう求めます。

暫時休憩いたします。

なお、再開は予鈴をもってお知らせをいたします。

午前11時08分 休憩

午後2時09分 開議

○島軒純一議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

休憩中に民生常任委員長から請願第5号鍛冶川油膜発生源調査の請願の審査について委員長報告書が提出されました。この際、請願第5号鍛冶川油膜発生源調査の請願を日程に追加し議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 御異議なしと認めます。よって、請願第5号鍛冶川油膜発生源調査の請願を日程に追加し議題とすることに決まりました。

追加日程 請願第5号鍛冶川油膜発生源調査の請願

○島軒純一議長 請願第5号鍛冶川油膜発生源調査の請願を議題といたします。

この場合、民生常任委員会における審査の経過と結果について報告願います。

民生常任委員長22番相田克平議員。

〔民生常任委員長22番相田克平議員登壇〕

○22番（相田克平議員） 御報告申し上げます。

去る4日の本会議におきまして当委員会に付託されました案件は、請願1件であります。

当委員会は、議会日程に従い、20日の午前9時から委員会室において全委員出席のもと、関係部課長並びに参考人及び紹介議員に出席を求め、審査を行い、継続審査と決定いたしました。本会議において否決され、再度審査を行うよう求められたことを受け、本日午前11時20分から委員会を開催し、審査を行いました。

以下、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

請願第5号鍛冶川油膜発生源調査の請願についてであります。本請願は、城北一丁目地内の鍛冶川において確認されている油膜の発生源を特定し、当該発生源から流出する油が将来の市民生活に影響を与えるか否かの調査をするよう市当局に対して働きかけていただきたいとするものであります。

審査に先立ち、20日には参考人及び紹介議員から請願の趣旨などについて、また本日は補足説明などを受け審査に入りました。

本請願に対し、20日の審査では、委員から、どのような方法で油膜発生源が特定できると考えているのかとの質疑があり、参考人から、市道のボーリング調査や流出場所周辺の地下タンクの点検口から目視、掘削が有効と考えるとの答弁がありました。

また、委員から、当局に対し、参考人の主張する方法により発生源の特定に至るのかとただされ、流出場所周辺の市道のみをボーリング調査しても、流出の方向、範囲、深さなどはわからず、発生源の特定に至ることは困難であること、地下タンクは私有地に埋まっており、本市には掘削する権限がなく、実施は困難であるとの答弁がありました。

さらに、委員から、山形大学工学部などの専門機関に依頼すれば油分の特定に至るのではないかとただされ、当局から、山形大学工学部や県の検査機関に問い合わせたところ、サンプリングする

には量が極めて少ないため、油種の特特定は難しいとの回答があったとの答弁がありました。

また、本日の審査では、委員から、鍛冶川の油分の調査を実施しているとのことだったが、現時点で結果が出ているものはあるかとの質疑があり、当局から、地下水対策協議会を通じて地下水の水質調査を実施し、本市においては油膜を特定するための調査と鍛冶川近隣の水質調査を実施している。このたび本市が実施した調査の速報値が届き、油種については軽油またはA重油との結果であったとの答弁がありました。

さらに、委員から、その速報値で出た油種は、参考人が指摘する箇所以前使用されていた油種と合致するのかとただされ、当局から、近傍の聞き取り調査では、その油種の使用はなく、上流部での使用が過去にあったと確認されるとの答弁がありました。

また、委員から、このたびの調査で油の流出先が大分絞り込まれてきたと思うが、当局としては場所の特定ができると考えているのかとの質疑があり、当局から、近隣の方々が不安を抱えている状況や、過去の事業において使用した地下タンクの処置などさまざまな事情があることから、市としても丁寧な対応をしていかなければならないと考えているとの答弁がありました。

採決に当たっては、さきに市長に対し提出された要望書に記載された要望事項と今回の請願の内容が余りにも違うものである。また、油種の調査報告も速報値であり、今後の調査方法も十分な検討をしなければならぬと考える。要望書を取り下げるのであれば別だが、現時点では賛成できないとして、不採択とすべきとの意見。

一方、9月11日に採取を行い、分析を行った結果の速報値では軽油またはA重油というのが判明したこともあり、当局からも、発生源の断定とまではいかなくとも、地元住民の協力を得ながら進めていくとあり、それならば何らかの対策が講じられるのではないかと感じた。近隣住民の安全・

安心を確保するためにも、採択をした上で調査を進めるべきと考え、採択すべきとの意見。

また、前回の審査においては調査結果が出てから判断すべきものとして継続審査としたが、一部とはいえ調査結果が出たこと、また地元の協力を得ることにより一定の方向性を見出せるのではないかということ踏まえて、採択すべきとの意見。

さらに、油種調査の速報値が出ており、当局においても地元の協力を得ながら丁寧な対応をしていかなければならないと考えている。地元との連携、協力がなければ市民生活の安全・安心のための発生源特定ができないと考えられるので、そこを考慮しながら採択すべきものとの意見がありましたので、起立による採決を行い、賛成多数で採択すべきものと決まりました。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○島軒純一議長 ただいまの民生常任委員長報告に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 討論を終結し、採決いたします。

この場合、異議がありますので、起立により採決いたします。

請願第5号に対する委員長報告は、賛成多数で採択であります。

お諮りいたします。

請願第5号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○島軒純一議長 起立多数であります。よって、請願第5号は委員長報告のとおり決しました。

日程第31 発議第4号地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

○島軒純一議長 次に、日程第31、発議第4号地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

この場合、提出者から提案理由の説明を願います。提出者19番太田克典議員。

〔19番太田克典議員登壇〕

○19番（太田克典議員） ただいま上程になりました発議第4号地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてであります。本案は、地方財政を充実、強化するよう求め、政府に対し意見書を提出しようとするものであります。

以下、意見書案を朗読して、提案理由の説明にかえさせていただきます。

〔別紙 発議第4号朗読〕

以上でありますけれども、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○島軒純一議長 ただいまの提出者説明に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 質疑を終結いたします。

次に、議員間討議を行います。議員間討議の御希望はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 なければ議員間討議を終結いたします。

次に、討論に入りますが、通告がありませんので討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

発議第4号を原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 御異議なしと認めます。よって、発議第4号は原案のとおり決まりました。

日程第32 発議第5号平成30年産以降の米政策の見直しに関する意見書の提出について

○島軒純一議長 次に、日程第32、発議第5号平成30年産以降の米政策の見直しに関する意見書の提出についてを議題といたします。

この場合、提出者から提案理由の説明を願います。提出者10番鈴木藤英議員。

〔10番鈴木藤英議員登壇〕

○10番（鈴木藤英議員） ただいま上程になりました発議第5号平成30年産以降の米政策の見直しに関する意見書の提出についてであります。本案は、平成30年産以降の米政策の見直しを求め、政府に対し意見書を提出しようとするものであります。

以下、意見書案を朗読して、提案理由の説明にかえさせていただきます。

〔別紙 発議第5号朗読〕

以上であります。議員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○島軒純一議長 ただいまの提出者説明に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 質疑を終結いたします。

次に、議員間討議を行います。議員間討議の御希望はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 議員間討議を終結いたします。

次に、討論に入りますが、通告がありませんので

で討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

発議第5号を原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 御異議なしと認めます。よって、発議第5号は原案のとおり決まりました。

~~~~~

日程第33 発議第6号本市の効率的なし尿処理の推進を求める意見書の提出について

○島軒純一議長 次に、日程第33、発議第6号本市の効率的なし尿処理の推進を求める意見書の提出についてを議題といたします。

この場合、提出者から提案理由の説明を願います。提出者13番鳥海隆太議員。

〔13番鳥海隆太議員登壇〕

○13番（鳥海隆太議員） ただいま上程になりました発議第6号本市の効率的なし尿処理の推進を求める意見書の提出についてであります。本案は、本市のし尿処理の効率的な推進を求め、本市に対し意見書を提出しようとするものであります。

以下、意見書案を朗読して、提案理由の説明にかえさせていただきます。

なお、意見書案本文の上から7行目、中ほどの「し尿処理施設」の「理」の文字が抜けておりましたので、御訂正をお願いいたします。

〔別紙 発議第6号朗読〕

以上であります。議員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○島軒純一議長 ただいまの提出者説明に対し、御質疑ありませんか。小久保広信議員。

○18番（小久保広信議員） 一つわからないので

教えていただきたいのですが、統合も視野にということで要請する、これはいいと思うんですけども、そうした場合、し尿処理というのは置広業務でなくて米沢市単独の業務にするということなのか、それとも浄水管理センターも含めて置広のものにしようとするのか、そこら辺がちょっと理解ができずにおるので、教えていただきたいんですが。

○島軒純一議長 鳥海隆太議員。

○13番（鳥海隆太議員） ただいまの御質問ですけれども、どうなるのかというようなことだったんですけども、本来、し尿処理というのは、一般廃棄物、し尿処理事業というようなことで行政が、自治体が行うものと法律上はなっておりますが、これを事務組合に委託していたというような今までの流れであります。それを浄水管理センター、ここに併設することによって、あくまでも併設というようなことでありますので、その枠組みとしては、置広で運営するのか、また浄水管理センターで運営するのかというようなところはいろいろな協議があると思いますし、この置広で行っているし尿処理、これは何も米沢市だけではなくて、川西、高畠、南陽と3つのところも行ってあります。この3つのところは南陽クリーンセンターで行っているわけですが、南陽クリーンセンターも同様の状況でありますので、これを一体にして考えますと、やはり置広で運営していくのかどうかというようなところがありますので、今後検討、置広の中でまたその辺は話し合わなければいけないことと思います。

○島軒純一議長 小久保広信議員。

○18番（小久保広信議員） どっちになるかわからないということなんでしょうけれども。

あともう1点なんです。置広内でし尿処理施設、今、南陽クリーンセンターの話が出ましたけれども、南陽クリーンセンター、米沢クリーンセンターを一緒にするような話もあったというふうに思いますし、将来的には1つでというお話もあ

りました。その点についてどのように、これと関連してくるのか、その点についてはいかがでしょうか。

○島軒純一議長 鳥海隆太議員。

○13番(鳥海隆太議員) 南陽クリーンセンター、この話もあるわけなんですけど、まず米沢市が行っているといいますか、委託している米沢クリーンセンター、ここは米沢市単独で使用しているところでもありますので、ここをまずどうするかというようなことを決めない限りはなかなかあちらのほうもテーブルには乗ってこないと思います。

○島軒純一議長 よろしいですか。ほかに御質疑ございませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 質疑を終結いたします。

次に、議員間討議を行います。議員間討議の御希望はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 なければ議員間討議を終結いたします。

次に、討論に入りますが、通告がありませんので討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

発議第6号を原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 異議がありますので、改めて起立により採決いたします。

お諮りいたします。

発議第6号を原案のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○島軒純一議長 起立多数であります。よって、発議第6号は原案のとおり決まりました。

~~~~~

日程第34 発議第7号効率的なし尿処理

## 事業の推進を求める意見書の提出について

○島軒純一議長 次に、日程第34、発議第7号効率的なし尿処理事業の推進を求める意見書の提出についてを議題といたします。

この場合、提出者から提案理由の説明を願います。提出者13番鳥海隆太議員。

〔13番鳥海隆太議員登壇〕

○13番(鳥海隆太議員) ただいま上程になりました発議第7号効率的なし尿処理事業の推進を求める意見書の提出についてであります。本案は、置賜広域行政事務組合のし尿処理事業の効率的な推進を求め、同組合に対し意見書を提出しようとするものであります。

以下、意見書案を朗読して、提案理由の説明にかえさせていただきます。

なお、意見書案本文の上から7行目、中ほどの「し尿処理施設」の「理」の文字が抜けておりましたので、御訂正をお願いいたします。

〔別紙 発議第7号朗読〕

以上であります。議員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○島軒純一議長 ただいまの提出者説明に対し、御質疑ありませんか。高橋壽議員。

○7番(高橋 壽議員) 発議者に質問するわけですが、置広に対して米沢市の議会としてこれを出すということですが、置広に対しては米沢市議会から議員3人が選出されて置広議会の議員としてなっているわけです。

それで、私は基本的な考え方として、米沢市議会が置広に求めるという問題については、この3名の議員の皆さん方を通じて置広議会に問題提起するというのが大事かというふうに思っております。そして、これまで米沢市議会がこういうふうな意見といいますか、米沢市議会として意見

を置広議会上げるときには、全員協議会等を開いて全議員の議論を通じながら合意形成をして、それで3人の議員の皆さん方から置広議会に問題提起をしていくという手法をとってきたかというふうに思います。

今回、そういう手法をとらずに意見書という形で、いわば一発といいますか、米沢市議会の議員の皆さん方の合意形成というのをほとんどやらない中でやるということについて、なぜこういう手法をとられたのかお伺いしておきたいんですけれども。

○島軒純一議長 鳥海隆太議員。

○13番(鳥海隆太議員) まず、ただいまの質問なんですが、初めに申し上げておきますけれども、まず問題は私はないかと思えます。

そして、合意形成というようなことでありますが、いろいろな議員もいらっしゃいます。そしていろいろな考え方もありますし、それはそれで結構なことだと思います。それぞれが置広に対して意見を述べるというようなことはそれぞれ私はいいというように判断しております。

○島軒純一議長 高橋壽議員。

○7番(高橋 壽議員) そうしますと、それぞれの議員がいて、それぞれの議員、米沢市議会、意見を持つ議員がいて、それは当然だと。いわば議会全体として合意がまだできていないということだというふうに思います。

米沢市議会として合意ができていない中で、3名の議員の中のお一人、お二人あるいは3名の議員ですけれども、置広議会でこの問題をこれまで提起されたことはあるのかどうかお聞きしたいんですけれども。

○島軒純一議長 鳥海隆太議員。

○13番(鳥海隆太議員) 私は、こういった市民生活に直結してくる、また市の財政に直結してくるというようなことというのはもっと以前から議論されていてもよかったなと思うんですね。ただ、そういうことが今までなかったというようなこと

であります。

そこで、置広の中でそういうような議論したことがあるのかというようなことだったんですけれども、十分できております。高橋議員に言われなくてもしっかりとやってきたつもりであります。

○島軒純一議長 高橋壽議員。

○7番(高橋 壽議員) そうしますと、置広議会にこの問題を米沢市議会から選出されている3名のうちのいずれかの議員が問題提起をして、この議論を置広でされたという答弁でしたけれども、発議者を通じてお聞きしたい……、お聞きできないよね、置広の問題だから。置広でどういう議論になったのか。

そうしたら発議者にお聞きしますけれども、この問題提起をして置広議会で議論されたということで、ちょっとその辺のところ、どういう議論になっているのかお聞かせいただけますか。

○島軒純一議長 鳥海隆太議員。

○13番(鳥海隆太議員) 私は第三委員会というところに入っております、この委員会の中で十分その問題、また監査というような立場で十分指摘をしてきておりました。

○島軒純一議長 ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 質疑を終結いたします。

次に、議員間討議を行います。議員間討議の御希望はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 議員間討議を終結いたします。

次に、討論に入りますが、通告がありませんので討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

発議第7号を原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 異議がありますので、改めて起立により採決いたします。

お諮りいたします。

発議第7号を原案のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○島軒純一議長 起立多数であります。よって、発議第7号は原案のとおり決まりました。

~~~~~

日程第35 発議第8号北朝鮮による弾道ミサイル発射に対し国家としての対応並びにミサイル攻撃から国民の生命と財産を守ることを求める意見書の提出について

○島軒純一議長 次に、日程第35、発議第8号北朝鮮による弾道ミサイル発射に対し国家としての対応並びにミサイル攻撃から国民の生命と財産を守ることを求める意見書の提出についてを議題といたします。

この場合、提出者から提案理由の説明を願います。提出者16番海老名悟議員。

〔16番海老名 悟議員登壇〕

○16番（海老名 悟議員） ただいま上程になりました発議第8号北朝鮮による弾道ミサイル発射に対し国家としての対応並びにミサイル攻撃から国民の生命と財産を守ることを求める意見書の提出についてであります。本案は、北朝鮮による弾道ミサイル発射に対しての確実な対応を求め、国会及び政府に対し意見書を提出しようとするものであります。

以下、意見書案を朗読して、提案理由の説明にかえさせていただきます。

〔別紙 発議第8号朗読〕

以上であります。議員各位の御賛同をお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○島軒純一議長 ただいまの提出者説明に対し、御質疑ありませんか。小久保広信議員。

○18番（小久保広信議員） 1の中に「あらゆる方策を」というふうになっておるんですが、このあらゆる方策というのはどんなものを考えていらっしゃるのでしょうか。

○島軒純一議長 海老名悟議員。

○16番（海老名 悟議員） 具体的なその方策等については、当然、我々は政府に求めていくわけですので、政府、国会で議論していただきたいところでもありますけれども、既に経済的な圧力、これはもうかけてありますが、それにもかかわらず北朝鮮は一切の今までの行動をやめようとはしていません。であるならば、考える限りの方策をやはりこれは国として責任を持って考えていただきたいということですので、今この時点で私たちのほうから具体的なこれこれをやってほしいというようなことではなく、これはやはり国が責任を持って方策を考えていただきたいと思っております。

○島軒純一議長 小久保広信議員。

○18番（小久保広信議員） 9月22日に外務省が国際連合の安全保障理事会決議の和訳を出しているんですが、その中で「事態の平和的かつ外交的な解決に対する要望を更に表明するとともに、対話を通じた平和的かつ包括的な解決を容易にする理事国及びその他の加盟国の努力に対する歓迎を改めて表明し」という文と、あと33項目あるんですけれども、その中に28項目めに「六者会合への支持を再確認」と。六者会合というのは中国、北朝鮮、日本、大韓民国、ロシア、アメリカの六者なんですが、その六者会合の再開を要請するとも述べております。29番についてもやはり平和と安定を図るために最大限の努力をとということが載っているんですが、その点を踏まえた形ということでよろしいでしょうか。

○島軒純一議長 海老名悟議員。

○16番（海老名 悟議員） 安保理でもそのような形で決議をなされているわけですので、法治国

家であり、民主主義国家であるこの日本としてはそういった決議に従って粛々と進めていただくというばかりであります。当然、外交、それから対話、これで全てが丸くおさまるのであれば、私もそれにこしたことはないと思っております。ただ、問題は相手国がどのようにそれに対応してくるかということですので、それも含めて、日本においてはあらゆるとにかく方策、どこまで考えられるかわかりませんが、日本の我々ここに生活する人間全ての人と財産のために、その安全のために考えていただきたいというふうに思っております。その決議に対しては当然そのように履行されるべきものと思っております。

○島軒純一議長 よろしいですか。ほかに御質疑ありますか。高橋英夫議員。

○8番（高橋英夫議員） 私からも改めて発議者に「あらゆる方策」という言葉の中身について確認をさせてください。

今、アメリカ、トランプ大統領は、軍事力行使を含む全ての選択肢があるというふうな立場をとっております。安倍首相はこれを支持すると言っておりますが、もし朝鮮半島で軍事的衝突が起きれば日本にも深刻な被害をもたらす可能性があるというふうに考えれば、このような軍事的な圧力や攻撃につながるような手段は決して用いるべきではないというふうに私は思いますが、発議者のイメージの中には、自分から申しあげることではないとおっしゃいましたが、今のトランプ政権のこういった姿勢、またそれを支持する安倍政権の姿勢を考えると、そういった選択肢というものも除外されるものではないというふうにお考えですか。

○島軒純一議長 海老名悟議員。

○16番（海老名 悟議員） 同盟関係にあるアメリカの考え方というのは、それは確かにあると思います。しかし、我々や、この日本や、隣の国である韓国、中国、ロシアは、まさに接している国々であります。そういった中でそういった軍事的行

動が行われた場合のその先は当然考えなくてはならない話だと思っております。そういった点においては、責任ある政府がそこに対してもきちんとした行動をとっていただけるものと私は思っておりますので、今の現アメリカ大統領がどのように言われているかということはさまざま喧伝されておりますけれども、私は最良の方法で政府には判断をしていただきたいというふうに思っております。

○島軒純一議長 よろしいですか。ほかにございますか。高橋壽議員。

○7番（高橋 壽議員） 意見書案の下から8行目あたりの「これまで北朝鮮による核の脅威に対しては」のところの日本政府の対応について「これまで抑止力とミサイル迎撃システムの配備で対応してきたが」ということが書いてあります。

先ほど質問者の小久保議員からもありましたけれども、6カ国協議、6カ国会議、あるいは北朝鮮による拉致被害者問題含めて小泉首相が94年に訪朝したというような外交的な対話というものがさまざまあったわけです。ここには一言もそのことが書いてないので、この文章を読む限りは、何となく、脅威に対しては抑止力とミサイル迎撃システム、いわゆる軍事対応をしてきたのだというような感じが読み取れるわけですがけれども、私はそうでないというふうに思っています。だから、そこはもう少し、言葉足らずなので、きちんとこれまでの経過を踏まえた文言を入れる必要があるのではないかとこのように思っておりますが、どうでしょうか。

○島軒純一議長 海老名悟議員。

○16番（海老名 悟議員） 言葉足らずと言われてしまえばそれまでなのかもしれないんですけども、当然ですけども、これは別に私がというわけではないと思います。皆さん御存じだと思います。先ほど小久保議員が御指摘されました六者協議、6カ国協議に関しましては、2003年から約何年でしたっけ、数年間にわたっている、たしか6回くらい開かれているはずですが、でも結局、そ

の協議の中においては残念ながら北朝鮮の暴走をとめることには至っていないというのが現実であります。しかも、ここ一、二年を見る限りにおいては、国連です、国連の安保理で制裁決議がなされている。これは当然やはり北朝鮮の暴挙、暴走に対してそれを制止するために出されているものだというふうに思っております。

そういった点からいっても、これは何かさも軍事行動が最優先だというような御指摘がありますけれども、決してそんなことはありません。先ほどから申し上げているとおり、あらゆる方策というのは、まずは、この近隣諸国も含め、まずは日本に住んでおられる方々の生命、財産を守るために最良の方策を考えるべきだと、これを政府に求めていくということでもありますので、その中において軍事行動をすべきだなどということは一言も書いてはおりません。ですので、あくまでも、今までも対話はなされてきています。今現時点でもそれをすべきだと、しなくてはならないということも指摘されています。しかし、それでも現実、一切の通告なしでミサイルを撃ってくるという状況が続いている以上、もっと何かをしなくてはならないのではないかということでもあります。

○島軒純一議長 高橋壽議員。

○7番（高橋 壽議員） 意見書を国に出す話ですので、曖昧なとられ方をしては私にはならないというふうに思います。米沢市議会として、今何かおっしゃっていましたが、皆さん知っているんだから、そういう話ではないみたいな話ですけど、だとしたら、そういうことをきちんと書いて、外交努力もこれまで何度となく日本政府はやってきたんだということを明確に打ち出す必要が私はあるというふうに思います。

もう一つお聞きしたいわけですが、さっきから「あらゆる方策を」というところがどうなんだという話になっていますけれども、今、国とか、政権与党、自民党さんなどは、そして安倍首相などは、外交なんかもう必要ないんだ、対

話なんか必要ないんだと。そして、河野外務大臣も外交は遮断せよという話も国際社会に向けて言っている話なので、そういうことを踏まえると日本国でのさまざまな意見というのは必ずしも一致していないわけですよ、北朝鮮に対する対応の仕方については。

それで、私は、この議会でも恐らくいろいろな立場の方がいらっしゃいますから、自民党の方もいらっしゃるし、日本共産党、私たちのところもいますから、かなりこの北朝鮮に対する対応の仕方は違うというふうに思います。そういう中で、この「あらゆる」というかなり曖昧な言い方で、国の責任にいわば一任、お任せするという話であれば、これはちょっと私はまずいというふうに思うんですね、どういうふうなとられ方をするか、それぞれとる方によって違うようなとり方をしたというのでは。そういう意味では、あらゆる方法ということについてももう少しそれぞれ議会の中で議論して、こうでないか、ああでないかということで、もう少し明確にして国に対して意見を上げる必要があるというふうに思います。

このまま国に上げて、国が責任持ってやれと言ったのなら、安倍政権、安倍首相が言っているような……。

○島軒純一議長 高橋議員、意見開陳に近くなってきているので、ぜひ質問という形で。討論でもありませんし。

○7番（高橋 壽議員） 対話は必要ない、外交努力もするなというふうなとられ方もあり得るというふうに私は考えております。だから、あらゆる方法について、もう少し明確にできませんか。

○島軒純一議長 海老名名悟議員。

○16番（海老名 悟議員） 先ほどもお答えした中にあるんですけども、あらゆる方策という部分については、私は、これは国家対国家の話です、もはや。それが国際情勢にも多大な影響を及ぼすので、今、国連がその中に出てきて、その中で話し合いをしているという状況にあるわけです。と

なれば、これは国家を任せられている政府がきちんと私は考えるべきものだと思っています。そこに対して地方から……。いろいろなところに住んでいらっしゃる。本当にJアラートのときには、襟裳岬というのは後から言われただけであって、そのときにJアラートの画面に出たのは山形県もきっちり入っていたわけです。そういうことを考えれば、その対象エリアとなり得るところに住んでいる人間にとっては、これは絶対必要な話だと思います。（「意見開陳になっています」の声あり）いやいや、私としては、指摘された意見に対してお答えしているだけです。

ですので、そういうことを考えれば、あらゆる方策というのは、これは責任ある政党、政府に委ねるしかないと私は思っておりますので、そこに現実的に一つ言えるのは、日本は法治国家です。法のもとに、民主主義のもとに考えていくというのが大前提ですので、その中で考えていただくということを求めるだけであります。

○島軒純一議長 高橋壽議員。

○7番（高橋 壽議員） 北朝鮮の今回の問題について、私たちが厳しく抗議し、断固、国際社会等の国連決議などにおいて厳しく糾弾すべきだというふうに思っております。

その上で、先ほど申し上げましたように対処の仕方が違うわけですよ。今の国の対応の仕方についていろいろ議論があるところですよ。だから、「あらゆる」という曖昧なままで国に意見書を上げた場合、国のほうの捉え方というのがいろいろ出てくるわけですよ。だから私は曖昧にすべきではないというふうに思います。だから、そういう意味で先ほどお聞きしたわけですが、国の責任でやるべきだと。やはりここは非常に問題があるかというふうに思いますので、もう一回お聞きしますけれども、「あらゆる」というところについて、軍事対応一辺倒ではないと、外交努力も含めてという話を少し議論してから出すことはできませんか。

○島軒純一議長 海老名悟議員。

○16番（海老名 悟議員） この発議に関しましては、以前からこの議会内でもいろいろな御指摘とか議会のたびにあったわけです。もっと早く出せないのかというようなお話もありました。我々としても極力早く出して、本会議前にきちんと見てもらおうという努力をしてきました。ですので、高橋議員もこれはきょう今初めてごらんになった文章ではないはずですよ。であれば、そういった細かい点、文章の一抹の部分について、こうしたほうがいいんじゃないかということは事前にも我々に、私にも言っていたはずなんじゃないでしょうか。それをこの本会議のこの採決を直前にした段階で、今ここで直せ、引っ込めろと言われても、それは難しい話ではないでしょうか。

しかも、軍事一辺倒というお言葉がありましたけれども、一言もそんなことは申し上げておりません。先ほど来申し上げておおり、最良の方策ということを考えていただきたいというだけあります。それ以上でも以下でもありません。以上です。（発言する者あり）

○島軒純一議長 御静粛に。ほかに御質疑ございませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 質疑を終結いたします。

次に、議員間討議を行います。議員間討議の御希望はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 議員間討議を終結いたします。

次に、討論に入りますが、通告がありませんので討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

発議第8号を原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 異議がありますので、改めて起立により採決いたします。

お諮りいたします。

発議第8号を原案のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○島軒純一議長 起立多数であります。よって、発議第8号は原案のとおり決まりました。

~~~~~

日程第36 発議第9号「全国森林環境税」の創設に関する意見書の提出について

○島軒純一議長 次に、日程第36、発議第9号「全国森林環境税」の創設に関する意見書の提出についてを議題といたします。

この場合、提出者から提案理由の説明を願います。提出者22番相田克平議員。

[22番相田克平議員登壇]

○22番(相田克平議員) ただいま上程になりました発議第9号「全国森林環境税」の創設に関する意見書の提出についてであります。本案は、全国森林環境税の早期導入を求め、国会及び政府に対し意見書を提出しようとするものであります。

以下、意見書案を朗読して、提案理由の説明にかえさせていただきます。

[別紙 発議第9号朗読]

以上であります。議員各位の御賛同をお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○島軒純一議長 ただいまの提出者説明に対し、御質疑ありませんか。高橋英夫議員。

○8番(高橋英夫議員) この件については、産業建設常任委員会の中で一度協議をしております。私はそのときに意見を申し上げましたが、こういう取り組み自体はもちろん大切なことですので、これを否定するものではありません。

ですが、今、国民の暮らしが、社会保障の後退

だったり、年金がなかなか金額が高くはない状態の中で、貧困や格差が広がっているという中で、趣旨がこうであるからといって新しい税制を今回創設するということは事実上の増税になるかと思えます。ですから、今のような国民生活が大変逼迫しているという中ではこのような新しい税制を設けることはいかなるものかと思えますが、あえてこの取り組みについて新たな税制を創設しようとする根拠は何でしょうか。

○島軒純一議長 相田克平議員。

○22番(相田克平議員) まずもって、国際公約にもなっているCO<sub>2</sub>の削減に対しての国の取り組み、具体的な取り組みは、現段階ではやはりそれぞれの地方自治体に任されているという形になっていると思います。そして、その任されている地方は、自身の財源の中で、山形県においても緑環境税などを創設した中で取り組んでおられますが、やはり非常に厳しい財源の中で地方の住民が負担をして、その努力に任せ切っているというふうな状況にある。やはりここは、日本の排出量の国際公約を守るためには、国民がひとしく負担をしながらやっていくという意味では、今回の森林環境税を新たに導入する形で国民理解を深めていただき、平等な負担をしていただくということがまずもって大事だと思います。

そして、今の高橋議員の質問では新たな税制の創設により増税となるのではないかというふうなお話でしたが、本来であれば、現有されている国家予算の中で本当であればもっときちっとした森林対策について取り組むことが必要だというふうに思います。

今回の森林環境税によって、目的税化されることによって明確な予算の確保ができるということは、我々米沢市においても森林面積が非常に大きいので、きちっとした現場の自治体が対策をとっていくためには有効である。それを都会の方にも理解していただくためにも必要な制度と考えて求めるものであります。

○島軒純一議長 よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 質疑を終結いたします。

次に、議員間討議を行います。議員間討議の御希望はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 議員間討議を終結いたします。

次に、討論に入りますが、通告がありませんので討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

発議第9号を原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 異議がありますので、改めて起立により採決いたします。

お諮りいたします。

発議第9号を原案のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○島軒純一議長 起立多数であります。よって、発議第9号は原案のとおり決まりました。

~~~~~

### 日程第37 議員派遣の件について

○島軒純一議長 次に、日程第37、議員派遣の件についてを議題といたします。

議員派遣につきましては、お手元に配付しておりますとおり、米沢市議会会議規則第167条第1項の規定により決定いたしますので、御了承願います。

~~~~~

### 市長挨拶

○島軒純一議長 以上で、本定例会に付議された案件は全部議了いたしました。

閉会前に、市長から発言を求められておりますので、これを許可します。中川市長。

〔中川 勝市長登壇〕

○中川 勝市長 市議会9月定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

去る9月4日に招集いたしました本定例会は、本日、全日程を終了いたしました。25日間にわたる会期中、平成28年度一般会計及び特別会計並びに公営企業会計の各決算の認定、人事案件など数多くの案件について、終始真剣な御審議をいただき、厚く御礼を申し上げます。

審議の過程で賜りました重要な御指摘、御意見等につきましては、今後の市政執行に十分反映していきたいと考えております。

さて、このたび認定いただいた平成28年度一般会計決算においては、市税収入が前年度を上回るとともに、ふるさと応援寄附金の大幅な増加に伴い、ふるさと応援基金繰入金を増額したことに加え、新文化複合施設整備の終了などにより投資的経費が大幅に減少したことから、最終的な修正実質単年度収支は2年連続の大幅な黒字となりました。

しかしながら、今後の人口減少や少子高齢化の進展及び市庁舎の建てかえなどの大規模事業の実施を考慮すれば、本市の財政運営は決して楽観できない状況であります。

したがいまして、持続可能な財政運営を目指し、引き続き財政健全化の取り組みを進めてまいりますので、議員各位の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、議員各位の御健勝をお祈り申し上げ、御礼の挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。

~~~~~

閉 会

○島軒純一議長 これをもちまして、平成29年9月  
定例会を閉会いたします。

長期間にわたり、御苦労さまでした。

午後 3時22分 閉 会